

公立高等学校の授業料無償化について

1 授業料の不徴収

国において、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が3月31日に公布、4月1日に施行されました。

この法律により、公立高等学校の授業料は不徴収となりました。

2 制度の概要

制度の趣旨、効果、対象となる学校の範囲、不徴収の例外、無償化の範囲、手続等

→資料1「社会全体であなたの学びを支えます」参照

3 横浜市の状況

(1) 市立高校授業料、生徒数等

	授業料年額【月額】	生徒数(20年度)
全日制	118,800円【9,900円】	6,318人
定時制	32,400円【2,700円】	1,406人

(2) 歳入予算額等

平成22年度予算歳入759,766千円

無償化による不徴収分は、国が負担することになります。

4 横浜市の対応

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長専決処分により「横浜市立高等学校授業料等徴収条例」の一部を改正(平成22年4月1日施行)

市会第2回定例会において専決処分の報告を行い、承認をお願いします。

5 条例改正等の概要

(1) 題名の変更

「横浜市立高等学校授業料等徴収条例」→「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例」

(2) 改正内容

別科を除く横浜市立高等学校の授業料を不徴収

ただし、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、徴収する。

※ 授業料を徴収する場合(①すでに一度高校を卒業、②休学等のやむを得ない事情がなく標準修業年限を超過、③教育長が特に必要と認める場合。)②は平成23年度から徴収

(3) 施行規則

条例の改正にあわせて、施行規則を改正(平成22年4月1日施行)

社会全体で あなたの学びを 支えます



公立高等学校の授業料無償化

平成22年4月スタート!



公立高等学校の授業料無償化の趣旨

家庭の状況にかかわらず、
全ての意志ある高校生等が
安心して勉学に打ち込める社会を
つくるため、国の費用により、
公立高等学校の授業料を無償
とし、家庭の教育費負担を軽減
します。



イメージ図



公立高等学校の授業料無償化 Q & A



Q1. 本制度の実施により、どのような効果を期待しているのですか？

社会全体の負担により生徒のみなさんの学びを支えることを通じて、将来、みなさんが我が国社会の担い手として広く活躍されることを期待しています。

Q2. 本制度により授業料が無償化となるのはどのような範囲の学校ですか？

公立高等学校（全日制、定時制、通信制）については、原則として授業料は徴収されません。

また、公立高等学校には、公立中等教育学校の後期課程、公立特別支援学校の高等部を含みます。

Q3. 原則不徴収とのことですが、例外的に徴収される場合がありますか？

既に高等学校等を卒業したことがある場合や、修業年限を超えて在学している場合などについては、授業料を徴収されることもあります。

学校設置者（地方公共団体）により異なりますので、学校等からの説明がある際に注意して下さい。

Q4. 無償化となるのは、授業料のみですか？

正規の生徒の授業料のみです（科目履修生・聴講生は対象ではありません）。
入学金、教科書代や修学旅行費等、授業料以外の学費は無償とはなりません。

Q5. 所得による制限はありますか？

所得による制限・区別はありません。

Q6. 必要な手続きはありますか？

生徒本人（または保護者）が行う申請手続きは特にありません。

号外第 4 (平成 22 年 3 月 31 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 2

[教育委員会]

- △ 横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則【学校支援・地域連携課】 3

条例

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第19号

横浜市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

横浜市立高等学校授業料等徴収条例（昭和26年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例

第1条中「横浜市立高等学校」の次に「（以下「高等学校」という。）」を加え、「の額及び徴収」を「に関し必要な事項」に改める。

第3条の見出しを「（徴収等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

高等学校（別科を除く。以下この項において同じ。）については、授業料を徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定により授業料を徴収する場合及び別科について授業料を徴収する場合は、毎月分割して徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市立高等学校の授業料等に関する条例第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度分までの授業料については、なお従前の例による。

教育委員会

横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

横浜市教育委員会

委員長 今田 忠彦

教育委員会規則第13号

横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則（昭和26年12月横浜市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則

第1条中「横浜市立高等学校授業料等徴収条例」を「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例」に改める。

第2条第1項中「第3条第1項」を「第3条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<u>横浜市立高等学校授業料等徴収条例</u>	<u>横浜市立高等学校の授業料等に関する条例</u>
<p>(目的)</p> <p>第1条 横浜市立高等学校の授業料、入学金及び入学選考手数料(以下「授業料等」という。)の額及び徴収については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 横浜市立高等学校(以下「高等学校」という。)の授業料、入学金及び入学選考手数料(以下「授業料等」という。)に関し必要な事項については、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(徴収)</p> <p>第3条 <u>授業料は、毎月分割徴収する。</u></p>	<p>(徴収等)</p> <p>第3条 <u>高等学校(別科を除く。以下この項において同じ。)については、授業料を徴収しない。ただし、授業料を徴収しないことが高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>2</u> 入学金は、入学許可の日から7日以内に徴収する。</p> <p><u>3</u> 入学選考手数料は、入学願書提出の際に徴収する。</p>	<p><u>2</u> <u>前項ただし書の規定により授業料を徴収する場合及び別科について授業料を徴収する場合は、毎月分割して徴収する。</u></p> <p><u>3</u> 入学金は、入学許可の日から7日以内に徴収する。</p> <p><u>4</u> 入学選考手数料は、入学願書提出の際に徴収する。</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1</u> <u>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2</u> <u>この条例による改正後の横浜市立高等学校の授業料等に関する条例第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度分までの授業料については、なお従前の例による。</u></p>

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p><u>横浜市立高等学校授業料等徴収条例施行規則</u></p> <p>第1条 <u>横浜市立高等学校授業料等徴収条例</u>（昭和26年12月横浜市条例第77号。以下条例という。）の実施及び手続については、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（徴収の方法、期限及びその特例）</p> <p>第2条 <u>条例第3条第1項</u>の規定により、毎月徴収すべき授業料は、年額の12分の1とし、毎月10日（4月にあつては20日）までに徴収する。ただし、8月に徴収すべき授業料及び3月に徴収すべき授業料については、その前月の徴収期間に徴収することができる。</p>	<p><u>横浜市立高等学校の授業料等に関する条例施行規則</u></p> <p>第1条 <u>横浜市立高等学校の授業料等に関する条例</u>（昭和26年12月横浜市条例第77号。以下条例という。）の実施及び手続については、この規則の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">（徴収の方法、期限及びその特例）</p> <p>第2条 <u>条例第3条第2項</u>の規定により、毎月徴収すべき授業料は、年額の12分の1とし、毎月10日（4月にあつては20日）までに徴収する。ただし、8月に徴収すべき授業料及び3月に徴収すべき授業料については、その前月の徴収期間に徴収することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>